

鳴門市再エネ導入目標策定支援業務仕様書

1. 目的

本業務は、2030 年度温室効果ガス排出量 46%削減と 2050 年カーボンニュートラル達成に向けて、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費量等を踏まえた導入目標を作成し、その目標の実現や地域課題の解決にも寄与する具体的施策等を検討することを目的とする。

2. 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 6 年 1 月 17 日まで

3. 業務の内容

（１）地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組みに関する基礎情報の収集及び現状分析

①本市の自然的・経済的・社会的条件の整理、分析

- ・本市の地勢、年間を通じた気候の状況、産業の状況等について分析を行う。特に、本市では産業部門由来の CO2 排出量が全国よりも多い傾向にあり、化学部門の影響が大きいと考えられることから、市内に立地する化学企業へのヒアリング等を通じて重点的に整理・分析を行うこと。

②近隣、類似団体の調査、分析

- ・本市はエネルギー消費量が再エネ導入ポテンシャルを上回る状況にあるため、同じような特徴を持つ、近隣、類似団体の脱炭素に向けた取り組みを調査し、本市の取り組みの参考とするとともに近隣団体との協力の可能性を検討すること。

③市域内の再生可能エネルギーの導入状況、再エネポテンシャルの調査、分析

- ・自治体排出量カルテや REPOS を参考に、市域内の再生可能エネルギーの導入状況、再エネポテンシャルの調査、分析を行う。合わせてバイオマス発電（木質系、農業系、畜産系、生活系等）については、既存の調査結果を有していないため、ポテンシャルを新たに調査し明らかにすること。

（２）地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計

①環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」等に準拠した将来推計

- ・地域の特性や課題を踏まえ、市域の温室効果ガスの将来推計を行う。推計にあたっては、可能な限り複数のパターンの推計を行い、最も実現可能性の高いパターンを将来シナリオとして活用する。
- ・CO2 排出量の推計に併せて、地域資源である森林吸収量の推計も行うこと。なお、森林資源

については、木質バイオマス燃料としての利用可能性もあるため、土地利用計画上、燃料としての活用が見込めない賦存量を基に推計を行うものとする。

- ・中期目標の 2030 年度及び長期目標の 2050 年における温室効果ガスの将来排出量は必ず推計すること。

(3) 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

- ・長期目標の 2050 年において脱炭素が実現した社会の姿である将来ビジョンを作成する。将来ビジョンは、本市の特性を把握、分析し、国や県が目指す方向性も踏まえて作成するとともに、多くの市民が具体的な将来像についてイメージが持てるものとする。
- ・脱炭素シナリオは、産業部門、業務部門、運輸部門、家庭部門、廃棄物部門の 5 つの部門ごとに活動量を定義して推計していくことを基本に、各部門の特徴を加味してより現実的な推計方法がある場合には、その方法を採用することも視野に入れて検討を行うこと。

(4) 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標の作成

①再エネ導入目標を部門別、再エネ種別ごとに作成

- ・目標の設定にあたっては、現在把握していない再エネ導入計画やポテンシャル量の推計結果を踏まえ、定量的に示すとともに、2030 年の中間目標と 2050 年の最終目標の設定を行う。なお、2030 年の中間目標は、国が示す温室効果ガス削減目標である「2013 年度比で 46%削減」を考慮した値に設定すること。

(5) 前記 (3) 及び (4) を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

①地方公共団体実行計画（区域施策編）や地方公共団体実行計画（事務事業編）に記載する施策の具体的検討

- ・再エネ導入目標の検討結果を踏まえ、令和 6 年度に策定予定の地方公共団体実行計画（区域施策編）や見直し予定の地方公共団体実行計画（事務事業編）に記載する必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想について検討すること。
- ・施策の検討にあたって、民間部門の意見聴取を目的として市が設置する大規模事業者や地元金融機関、電力会社等との協議会について、設置準備や開催補助を行うこと。
- ・他の地方公共団体における先進事例を調査するとともに、国や県の補助事業に関する情報を収集整理し、活用の可能性について検討すること。

4. 成果品

- (1) 業務報告書 2 部及び電子データ
- (2) 業務報告書（概要版） 2 部及び電子データ
- (3) その他関連資料 2 部及び電子データ

5. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議して定める。

- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (3) 本業務で作成された成果品等に関する著作権等については、全て本市に帰属するものとする。
- (4) 契約後速やかに業務計画書、業務実施体制を提出すること。
- (5) 本業務が円滑に実施されるよう、対面での打合せを少なくとも3回以上(着手時、中間時、納品時)実施すること。
- (6) 本業務は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用して行うものであるため、交付規程等に基づき業務を実施すること。また、本市が行う補助事業実績報告等の作成に可能な限り協力すること。